

2016年6月吉日

一般社団法人日本美容皮膚科学会
会員各位

理事長 川島 眞
広報委員会委員長 尾見徳弥

医療広告ガイドライン・医療機関ホームページガイドラインの周知

2016年5月18日（水）に厚労省に於いて、医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会が開催されました。美容医療においてホームページを用いた広告に問題があるとの消費者委員会からの指摘に基づき、規制の可能性を含め検討が行われました。本会議の内容を鑑み、掲題のガイドラインを改めて周知させていただくと共に、会員の皆様にお願いがございます。

- 1) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針 (医療広告ガイドライン：平成19年3月30日付け医政発第0330014号) および、医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針 (医療機関ホームページガイドライン：平成24年9月28日付け医政発0928第1号) については厚労省の下記URLに掲載されています。必ずご一読ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/

- 2) 美容皮膚科クリニック（美容外科は除く）のホームページ、バナー広告で本ガイドライン上、問題ではないかと思われる事例を発見した場合、広報委員会宛にご連絡ください。連絡先は学会事務局とさせていただきます。
- 3) 会員の方が院長または常勤医として勤務しているクリニックが、本ガイドラインに抵触した宣伝は行っていないことを、2016年9月末までに学会へ申告してください。申告書を学会ホームページからダウンロードして、FAXまたは郵送にて学会事務局へお送りください。

以上、会員の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、学会として社会的責任を果たすために、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

[申告書はこちら](#)